

「飲食店におけるパーテーション設置促進補助金」に係るQ & A

(1) 補助対象者について		
1	本社は県外だが補助対象となるか。	経営する飲食店が補助の条件を満たしていれば補助対象となります。
2	2つ以上の飲食店を経営しているが、それぞれが補助対象となるか。	営業許可を受けているそれぞれの飲食店が補助対象となります。
(2) 補助対象経費について		
1	アクリル板の設置工事費用は補助対象となるか。	補助対象経費になります。
(3) 補助金の交付について		
1	申請者と交付先の口座名義が違っていても、補助金は交付されるのか。	申請者と補助金交付先の口座名義は同じでなければなりません。
2	概算払いで補助金を受け取ることはできるか。	概算払いの制度はありません。
(4) 申請手続きについて		
1	申請する事業費は税抜きで申請すればよいか。	消費税及び地方消費税を除いた費用で申請してください。領収書等に税込みの価格しか記載されていない品目がある場合は、税抜き価格が分かるように記載してください。
2	領収書だけで良いか。明細は不要か。	領収書のみで購入物品等が確認できない場合は、明細（納品書等）も併せて提出してください。
3	領収書がない場合、レシートのみでよいか。	原則として、申請者が購入したことが分かるよう宛名が記載されているものが必要がありますが、（宛名の記載がない）レシートしかない場合は、レシートでも構いません。ただし、その場合でも、支払日、品名・数量、金額（税抜）が分かるものを添付してください。
4	複数回に分けて物品等を購入した場合でも、まとめて申請できるか。	まとめて申請できます。ただし、交付申請書兼実績報告書の「申請内容」欄にそれぞれ購入日等を記載するとともに購入を証明するもの（領収書・レシート等）を提出してください。
5	国・市町で同様の助成制度があるが、併用しての申請はできるか。	併用する補助金を交付している国・市町に併用可能か確認した後、購入費用から国・市町の補助を差し引いた残額が補助対象額となります。この場合、領収書等に当補助金の補助対象額が分かるように記載してください。
6	インターネットで物品を購入した場合は、何を添付して提出すればよいか。	領収書等と同様に宛名・支払日・品名・数量・金額（税抜）が分かる資料（第三者が発行したもの）を提出してください。
7	インターネットで物品を購入した場合など、家族あての領収書を提出してもよいか。	原則として、飲食店の経営者又は飲食店あての領収書等の提出が必要ですが、そのような場合は、家族関係が分かるもの（第三者が発行したもの）を併せて提出してください。
8	当初、7万円分の補助金申請をしたが、追加で物品を購入したため、補助上限までの3万円分を追加で申請してもよいか。	1店舗につき申請は1回限りです。
9	11月に購入したが、その支払いを12月10日以降に行った場合は、補助の対象となるか。	12月10日以降に購入等を行ったものが対象であり、11月に購入したのであれば対象になりません。